

市民に寄り添う


# 調停のすすめ

「調停」とは話し合いで問題の解決を図る裁判所の手続きです。困った時には是非ご活用下さい。

2023年11月26日  
札幌民事調停協会

# 日常生活には常にトラブルの懸念

- 貸したお金や物が戻らない
- お隣ご近所との様々な揉め事
- 借地・借家の賃料改定や明渡し
- 浮気や不倫などの男女関係
- 交通事故などの損害賠償請求
- 訪問販売・通信販売等の被害
- 名誉棄損や侮辱などの誹謗中傷
- セクハラやパワハラを受けた



身の周りに起こるトラブル  
泣き寝入りしていませんか？

# ■困った時には『民事調停』を！

泣き寝入りしないで、『民事調停制度』を利用してみませんか。

## ■民事調停とは？

- 当事者同士が話し合いで問題の解決を図る裁判所の手続きです。
- 法廷で双方が争い、最終的に裁判官の判決によって紛争の解決を図る訴訟とは違います。
- 当事者同士の合意を基本とすることから、当事者にとり円満な解決が期待できます。

## ■話し合いとは？

- 調停主任(裁判官又は調停官)と調停委員が、当事者の間に入り、双方の話を聞きながら進めます。
- 調停委員は民間の幅広い分野から選ばれており、専門的な問題にも対応できます。

(専門家委員: 医師・建築士・不動産鑑定士・社会保険労務士・税理士他)

- 裁判官も入るので、法律的な問題も含めて、解決を図ることができます。

(注) 当事者は原則同席しません。  
代理人を立てることも可能です。



(注) 図は裁判所のリーフレットから転載

# ■調停と訴訟(裁判)の違い

	訴 訟	調 停
手続き	諸手続きには 専門知識必要	特別の法律知 識は不要
手数料 (例)100万円	1万円	5千円*1
秘密保護	公 開	非公開
審理期間	10. 5ヶ月 (民事第1審)	3. 5ヶ月 *2
期日回数	約5回 (民事第1審)	約2~3回
進 行	裁判官	調停委員会
代理人	必須ではないが 専門性が高い	単独で対応可能

\* 1: 100万円迄は10万円単位に500円、100万円以上500万円未満は20万円単位に500円

\* 2: 数値は「裁判所データブック2023」の令和4年度数値

# ■ 『民事調停』を行うには (1)

## ■ 手続きが難しい？

- 簡易裁判所の手続案内センターで、担当者がわかりやすく教えてくれます。
- 手続きは簡単で、書式も充実しており、**法律の知識がなくても単独で出来ます。**

※調停申立書は8ページ、9ページに詳しく記載しています。

※申立書は手続案内センターに備えられています。また、下記裁判所ホームページからもダウンロードできます。

[https://www.courts.go.jp/saiban/syosiki/syosiki\\_minzityoutei/index.html](https://www.courts.go.jp/saiban/syosiki/syosiki_minzityoutei/index.html)

## ■ 調停にかかる費用は？

- 手数料は内容により異なりますが、**訴訟と比べて半額の費用**で済みます。
- 10万円の貸金を請求する場合は、手数料500円\*と相手に通知する郵便料金です。

\* 100万円迄は10万円単位に500円、100万円以上500万円未満は20万円単位に500円

## ■ 解決までの期間は？

- 申立から**約3.5ヶ月以内に終了**しています。
- 回数も**通常は2～3回\***程度で終了しています。  
\* 1回1～2時間程度

## ■ 『民事調停』を行うには (2)

### ■ 秘密は守られるの？

- 話し合いは**非公開**なので、当事者以外に知られる心配はありません。
- 調停委員も**守秘義務**を負っています。

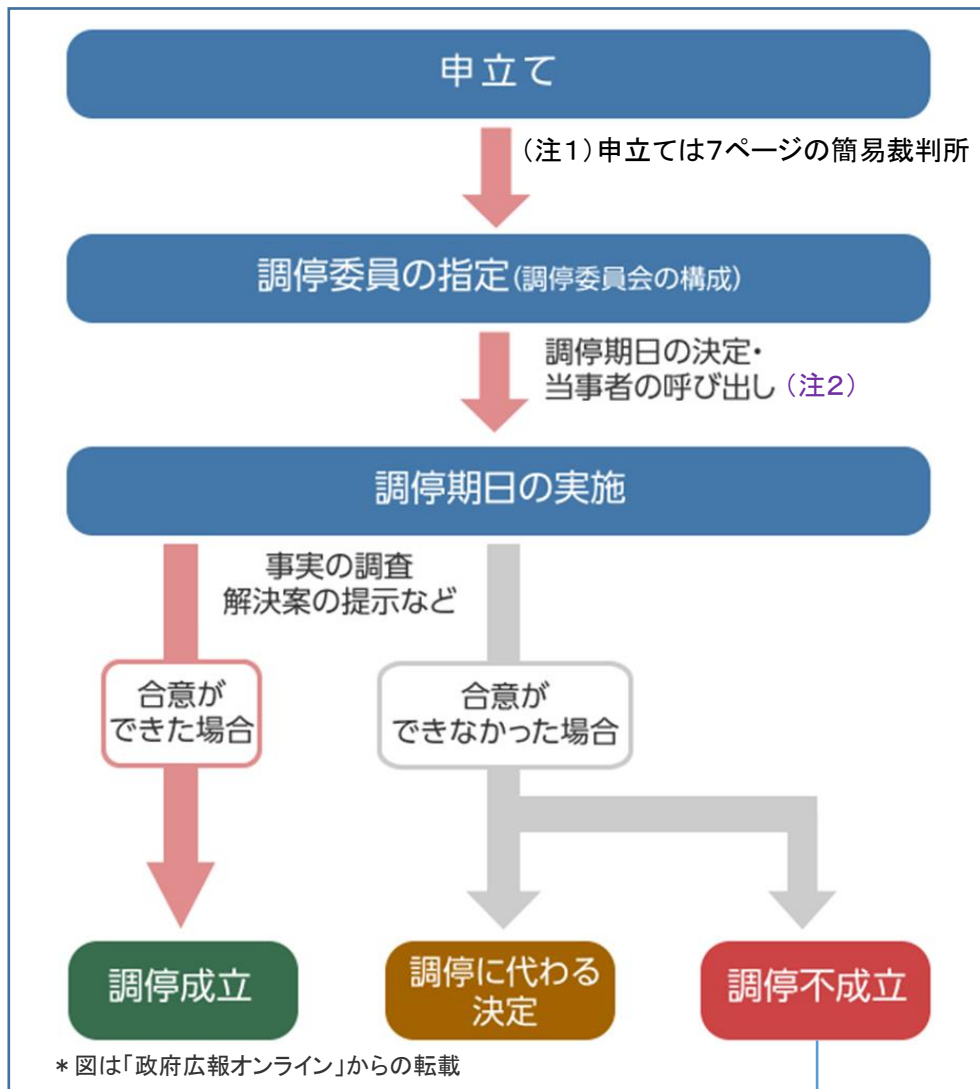
### ■ 合意の効果は？

- 合意は訴訟の判決と同じ効力を持ちます。
- 調停で成立した内容のとおり、義務を果たさないと、**強制執行\***が出来る場合もあります。  
\* 財産の差押え

### ■ 成立しないことも

- 相手が出頭しないと不成立になります。
- 相手と合意が出来なかった場合も不成立になります。
- 不成立の場合は、次に訴訟を起こすなどを考えていく必要があります。

# 民事調停の流れ



約6割が実質的に解決

\* 決定に異議を申し立てた場合

訴訟等の検討

(注2) 相手方の出頭には法的拘束力はあるものの強制はしておらず、相手方が不出頭の場合は調停は不成立となります。

# ■ 申立てを行うには

## ■ 申し立てる裁判所

原則、相手方の住所がある区域の簡易裁判所に申し立てます。

相手方の住所地・所在地	管轄裁判所
札幌市，江別市，千歳市，恵庭市，北広島市，石狩市，石狩郡	札幌簡易裁判所
浦河郡，様似郡，幌泉郡，日高郡新ひだか町の内旧三石郡三石町	浦河簡易裁判所
沙流郡，新冠郡，日高郡新ひだか町の内旧静内郡静内町	静内簡易裁判所
苫小牧市，勇払郡の内厚真町，安平町，むかわ町	苫小牧簡易裁判所
室蘭市，登別市，白老郡	室蘭簡易裁判所
伊達市，有珠郡，虻田郡の内豊浦町，洞爺湖町	伊達簡易裁判所
岩見沢市，美唄市，三笠市，夕張郡，空知郡の内南幌町，樺戸郡の内月形町	岩見沢簡易裁判所
夕張市	夕張簡易裁判所
滝川市，芦別市，赤平市，砂川市，歌志内市，空知郡の内奈井江町，上砂川町，樺戸郡の内浦臼町，新十津川町	滝川簡易裁判所
小樽市，余市郡，古平郡，積丹郡	小樽簡易裁判所
岩内郡，磯谷郡，古宇郡，虻田郡の内ニセコ町，真狩村，留寿都村，喜茂別町，京極町，俱知安町	岩内簡易裁判所

(注)各裁判所へのお問い合わせは以下のURLを参照下さい。

<http://www.courts.go.jp/sapporo/about/syozai/index.html>



# 調停申立書の書き方(1)

## 【記載例】

### 【貸金の事例】

調停事項の価額	①	円	(注) □欄は、該当事項にレ点を付す。	
ちょう用印紙	②	円	印紙欄	民事一般
予納郵便切手	③	円	(割印はしないでください)	
(貸金)			受付印	
<b>調 停 申 立 書</b>			相手方の住所又は事務所を管轄する簡易裁判所名を書いてください。	
札幌 簡易裁判所 御中				
作成年月日	令和 元 年 〇 月 〇 日		あなたの住所、氏名、電話番号を書き、氏名の横にあなたの認印を押してください。	
申立人	住所(〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 ) 北海道〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号		申立人が会社であるときは、会社の所在地、会社名、代表者の氏名を書いた上、代表者の認印を押してください。	
	氏名(会社名・代表者名) 甲 野 太 郎		郵便物の送付先を記入してください。 住所以外の場所(勤務先等)への連絡を希望する方はその電話番号も併記してください。	
	TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 F			
送達場所等の届出	申立人に対する書類の送達は、次の場所に宛てて行ってください			
	<input checked="" type="checkbox"/> 上記住所等	〒		
	<input type="checkbox"/> 勤務先 名称	〒		
		住所		TEL - -
	<input type="checkbox"/> その他の場所(申立人との関係)	〒		
		住所		TEL - -
	<input type="checkbox"/> 申立人に対する書類の送達は、次の人に宛てて行ってください			
	氏名			
相手方	住所(所在地)(〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 ) 北海道〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号		相手方の住所、氏名を書いてください。 相手方が法人であるときは、法人登記事項証明書を見て、法人の所在地、法人名、代表者の氏名を書いてください。	
	氏名(会社名・代表者名) 乙 野 次 郎			
	TEL - - FAX			
支払を求める金額(申立ての趣旨)	残債務の額 金 100万	<input checked="" type="checkbox"/> 上記金額に対する		<input checked="" type="checkbox"/> 年 15
	附帯請求 利息・ 損害金	<input type="checkbox"/> うち金 円に対す		%
		平成〇年〇月〇日から		%
		支払済み		%
紛争の要点	後記記載のとおり		将来の利息・損害金を請求するときには、この欄に書いてください。「残債務」の欄の金額に利息・損害金が含まれているときは、「うち金 円」の箇所にレ点を付して空欄に元本の金額を書いてください。数口の貸金があり利率が違うときは、最も低い利率に合わせただけか、他の用紙を使って申し立ててください。	
上記のとおり調停を求めます				

# 調停申立書の書き方(2)

相手方に貸し付けた年月日を書いてください。		返済期限を決めたときは、その日付を書いてください。分割払いなどの約束をしたときは「その他」に「レ」をし、その内容を備考欄に書いてください。			利率のほか特に遅延損害金の率を定めたときに、その率を書いてください。		
紛争の要点(下記のとおり)							
I 相手方(又は相手方が保証人になっている第三者)に対する貸付の内容							
貸付年月日	貸付金額(円)	返済の期限	利息		損害金	借主	
① 〇・〇・〇	120万	<input checked="" type="checkbox"/> 〇・〇・〇まで <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> その他(備考欄)	<input checked="" type="checkbox"/> 年 15 % <input type="checkbox"/> 月 % <input type="checkbox"/> 日・ 銭	<input type="checkbox"/> 年 % <input type="checkbox"/> 月 % <input type="checkbox"/> 日・ 銭	<input type="checkbox"/> % <input type="checkbox"/> % <input type="checkbox"/> 銭	<input type="checkbox"/> 相手方 <input checked="" type="checkbox"/> その他(丙野三郎)	
② ・ ・			<input type="checkbox"/> 年 % <input type="checkbox"/> 月 % <input type="checkbox"/> 日・ 銭	<input type="checkbox"/> 年 % <input type="checkbox"/> 月 % <input type="checkbox"/> 日・ 銭	<input type="checkbox"/> % <input type="checkbox"/> % <input type="checkbox"/> 銭	<input type="checkbox"/> 相手方	
③ ・ ・			<input type="checkbox"/> 年 % <input type="checkbox"/> 月 % <input type="checkbox"/> 日・ 銭	<input type="checkbox"/> 年 % <input type="checkbox"/> 月 % <input type="checkbox"/> 日・ 銭	<input type="checkbox"/> % <input type="checkbox"/> % <input type="checkbox"/> 銭	<input type="checkbox"/> 相手方	
<p>貸金が数口あるときに利用してください。 貸付金の数が多く、この欄に収まらないときは、同一要領でA4版の紙に続きを書いて提出してください。</p> <p>調停の相手方に貸した場合は「相手方」に「レ」をし、第三者に貸して相手方がその保証人になっているときは「その他」に「レ」をして、その借主の名前を書いてください。</p>							
II 返済状況 下表のとおり			III 貸金の残額				
返済年月日	返済金額(円)		元利の別	元 本	1,000,000		
〇・〇・〇	380	000	①の貸金 元・利	利息・損害金	平成〇年〇月〇日から		
〇・〇・〇	12	500	②の貸金 元・利	元 本	利息・損害金は、相手方がいつの分から支払をしていないかを書いてください。		
・ ・			元・利	元 本	相手方が支払をしない理由を書いてください。		
・ ・			元・利	元 本	その他の紛争の背景などを書いてください。		
・ ・			元・利	元 本	IV 調停申立ての理由 <input checked="" type="checkbox"/> 支払が延び延びになっている。 <input type="checkbox"/> 相手方に借りたこと(保証をしたこと)を争っている。 <input type="checkbox"/> 残っている貸金の額に争いがある。 <input type="checkbox"/> その他(		
・ ・			元・利	元 本	相手方から親友の丙野三郎に金を貸してほしいと頼まれたので貸したが、丙野三郎は行方不明で保証人の相手方にも誠意が見られない。		
・ ・			元・利	元 本	金銭借用証書(写し) 法人登記事項証明書 ← 1 通 通 通		
・ ・			元・利	元 本			
・ ・			元・利	元 本			
・ ・			元・利	元 本			
<p>細かい充当計算ができるようでしたら、別に計算書を作って提出してください。</p> <p>証書類となる金銭借用証書などがありましたら、申立書にその写しを添付してください。</p> <p>申立人又は相手方が法人の場合には、その法人の登記事項証明書又は資格証明書を添付してください。</p>							

## ■調停に必要なものとは

調停を申し立てる際は、以下のような書類があれば準備し、持参してください。

紛争	準備する書類
■貸金	貸借契約書、借用書、念書、振込依頼書、請求書、振込明細書等
■土地・建物	賃貸借契約書、重要事項説明書、納税通知書、間取り図、建物の外観・内部の写真等
■交通事故	交通事故証明書、事故状況説明図面、事故現場写真、診断書、入院・通院証明書等休業損害証明書等
■名誉棄損 パワハラ等	録音データ、中傷文書、メール記録、ネット記録、第三者の証言等
■消費者被害	売買契約書、見積書、請求書利用規約、宅配便伝票等

その他通信記録やデータ、内容証明郵便・配達証明、インターネットやメール等のプリント、FAX、メモ書なども重要な証拠になります。

※印鑑(認印)も忘れずにご持参ください。

# ■債務整理には『特定調停\*』を

多重債務に特化した調停制度で、**支払不能やその恐れ、または債務超過になる恐れのある人\***の金銭債務の整理を行います。

\* 特定調停: 裁判所を利用した債権者と債務者同士の話し合いによる債務の整理方法

\* 恐れのある人: 自己破産や個人再生の恐れがある人を「特定債務者」と呼びます。

■申立が簡単	債務者本人だけの申立てが可能
■経費が安い	債権者1社につき、収入印紙代500円と切手代252円のみです。 * 166万円超過時は変わります
■影響が最小限	債権者との合意は保証人にも及び、債務額が減少すると、保証債務も減少します。
■差押えの停止	特定調停中は、裁判所の判断で担保無しで、差押えの停止が可能です。
■官報の掲載なし	自己破産や個人再生は官報に掲載されますが、特定調停では掲載されることはありません。

## ●借金残高が減る場合があります。

(利息制限法の利率より高い場合)

## ●完済まで利息がつかない場合があります。

(債権者に協力を依頼していきます)

※申立の場合、財産状況を示す明細書、特定債務者を証明する資料、権利関係者一覧などが必要です。

(注) 詳しい手続きは下記までご連絡下さい。

札幌簡易裁判所手続案内センター 011-350-4300(直通)

# ■参考：トラブル防止に向けて

トラブルで特に多いと思われる事案は以下の通りです。

## ■賃貸住宅で多い退去時の「原状回復\*」

内装や設備の「原状回復費用」と「敷金精算」の問題

⇒ 入居時に汚れ・損耗の有無など、物件の状況を貸主・借主双方で確認しておくことが重要です。

※詳細は国土交通省発行の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参照してください。

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/honbun2.pdf>

## ■問題が絶えない「お金の貸し借り」

「貸した」「借りていない」と「返すお金がない」の問題

⇒ お金を貸すときには必ず「借用書」をとり、できれば保証人や担保をつけることが重要です。

- 返済できない場合は、「特定調停」(前頁参照)による債務整理も解決方法の一つになります。

## ■ささいな近隣トラブルが「大事に発展」

「土地の境界」、「除雪排雪」、「隣の枝が敷地内に」

⇒ 早めに中立な第三者や行政、また境界は専門家等に相談をし、穏便な解決が求められます。

- 最近ではSNSによる名誉棄損などのトラブルが多くなっています。個人情報に配慮した使い方が求められます。

## ■参考：民法が大改正されます

民法は私達市民が日常生活していく中で、売買や賃貸等の財産に関するもの、婚姻、相続、遺言等の家族に関する法律行為等のルールを定めたものです。

この民法が120年ぶりに改正され、2020年4月1日から施行されています。

### ■主な改正点は以下の通りです。

- 飲食店の「つけ払い」の消滅時効が変わります。  
⇒ 現行は「1年」ですが「5年」になります。
- 欠陥商品に対する補償範囲が広がります。  
⇒ 現行は「契約解除と損害賠償」ですが、加えて「修理や代替品」、「代金減額」も請求できます。
- 建物賃貸における「敷金」と「原状回復」が明確化。  
⇒ 現行なかった「敷金」が定義され、原則返還する必要と、原状回復の範囲が明確にされました。
- 個人保証を保護するための要件が厳しくなります。  
⇒ 個人契約の保証は公証役場で、公正証書を作成し、意思表示が必要です。(事業融資に限る)

(注) 詳細な内容は、法務省民事局の下記サイトを参照願います。

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_001070000.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html)

## トラブル時の主な相談窓口

● **札幌弁護士会法律相談センター** 011-251-7730

一般相談 30分以内無料（法律相談は事前予約制）

**受付時間** 月～金（祝日除く）10:00～12:00,13:00～16:00

● **札幌司法書士会法律相談センター** 011-272-9035

一般相談 40分以内無料（法律相談は事前予約制）

**受付時間** 月～金（祝日除く）9:00～17:00

● **法テラス札幌** 050-3383-5555

適切な相談窓口を無料案内（法律相談は事前予約制）

**受付時間** 月～金（祝日除く）9:00～12:00,13:00～16:00

# 民事調停の受付窓口

■ 調停申立て手続案内、問合せ 011-350-4300(直通)

札幌簡易裁判所手続案内センター

(札幌市中央区大通西12丁目 札幌家庭・簡易裁判所1階)



※本冊子については下記までお問い合わせください。

札幌民事調停協会 011-221-7281(代表)